5　被請求国の中央当局は、請求された共助の実施の状況に関する請求国の中央当局による合理的な照会に回答する。

6　被請求国の中央当局は、請求国の中央当局に対し、請求された共助の実施の結果につき速やかに通報するものとし、また、その結果取得された証言又は供述を文書化し又は記録した物その他の物件を提供する。被請求国の中央当局は、請求された共助の全部又は一部を実施することができない場合には、その理由につき請求国の中央当局に通報する。

第六条　費用

1　被請求国は、両締約国の中央当局間に別段の合意がある場合を除くほか、請求された共助の実施に要する全ての費用を負担する。

2　1の規定にかかわらず、鑑定人に支払う手数料、翻訳、通訳及び記録に要する費用、第十四条及び第十五条の規定に基づく人の移動に要する手当及び経費並びに特別な費用については、請求国が負担する。

3　両締約国の中央当局は、請求された共助を実施するために特別な費用が必要であることが明らかとなる場合には、当該共助を実施するための条件について決定するために協議する。

第七条　使用制限及び秘密性

1　請求国は、被請求国の中央当局の書面による事前の同意なしに、共助の請求に示された捜査、訴追その他の手続を除くほか、この条約の規定に従って提供される証言又は供述を文書化し又は記録した物その他の物件を使用してはならない。

2　被請求国の中央当局は、請求国がこの条約の規定に従って提供される証言又は供述を文書化し又は記録した物その他の物件を秘密のものとして取り扱い、又は当該中央当局が定めるその他の条件に従ってのみ使用することを要請することができる。請求国は、当該物件を秘密のものとして取り扱うことに同意し、又は当該条件を受け入れる場合には、これに従う。

3　請求国は、この条約の規定に従って提供される証言又は供述を文書化し又は記録した物その他の物件を不法なアクセス、使用及び改変、滅失又は濫用から保護するよう最善の努力を払う。

第八条　物件の返還

1　被請求国の中央当局は、請求国がこの条約の規定に従って提供される物件を当該中央当局が定める条件（当該物件に係る第三者の利益を保護するために必要と認めるものを含む。）に従って輸送し、及び保管することを要請することができる。

2　被請求国の中央当局は、この条約の規定に従って提供される物件が共助の請求に示された目的のために使用された後、請求国が当該中央当局が定める条件に従って当該物件を返還することを要請することができる。

3　請求国は、1又は2の規定に基づいて行われた要請に従う。請求国は、当該要請が行われた場合において、見分により物件を損傷し、又は損傷するおそれがあるときは、被請求国の中央当局の事前の同意なしに当該物件を見分してはならない。

第九条　証言又は供述の取得

1　被請求国は、証言又は供述を取得する。被請求国は、そのための強制措置が必要であり、かつ、共助の請求が当該強制措置をとることを被請求国の法令において正当化する情報を含む場合には、当該強制措置をとる。

2　被請求国は、自国の法令に反しない限りにおいて、証言又は供述の取得に係る共助の請求に示された特定の者が当該共助の実施の間立ち会うことを可能とするよう最善の努力を払うものとし、また、当該者が証言又は供述の提出を求められている者に対して発せられるべき質問を提出することを認める。

3(1)　被請求国は、この条の規定に従って証言又は供述の提出を求められている者が請求国の法令に基づいて免除、不能又は特権を主張した場合であっても、証言又は供述を取得する。

(2)　被請求国は、証言又は供述を取得するに当たり(1)の主張がなされた場合には、請求国の権限のある当局による当該主張の処理のため、当該主張を付して当該証言又は供述を文書化し又は記録した物を請求国の中央当局に提供する。

第十条　物件の取得

1　被請求国は、物件を取得する。被請求国は、そのための強制措置（捜索又は差押えを含む。）が必要であり、かつ、共助の請求が当該強制措置をとることを被請求国の法令において正当化する情報を含む場合には、当該強制措置をとる。

2　被請求国は、物件の取得に係る共助の請求に示された特定の者が当該共助の実施の間立ち会うことを可能とするよう最善の努力を払う。

3(1)　被請求国は、この条の規定に従って物件の提出を求められている者が請求国の法令に基づいて免除又は特権を主張した場合であっても、物件を取得する。

(2)　被請求国は、物件を取得するに当たり(1)の主張がなされた場合には、請求国の権限のある当局による当該主張の処理のため、当該主張を付して当該物件を請求国の中央当局に提供する。

第十一条　人、物件又は場所の見分

1　被請求国は、人、物件又は場所の見分を行う。被請求国は、そのための強制措置が必要であり、かつ、共助の請求が当該強制措置をとることを被請求国の法令において正当化する情報を含む場合には、当該強制措置をとる。

2　被請求国は、人、物件又は場所の見分に係る共助の請求に示された特定の者が当該共助の実施の間立ち会うことを可能とするよう最善の努力を払う。

第十二条　人、物件若しくは場所又はこれらの所在地の特定

被請求国は、自国に所在する人、物件若しくは場所を特定し、又はこれらの所在地を特定するよう最善の努力を払う。

第十三条　公的機関の保有する物件の提供

1　被請求国は、自国の公的機関が保有する物件であって公衆が入手可能なものを請求国に提供する。

2　被請求国は、自国の公的機関が保有する物件であって公衆が入手できないものについては、自国の権限のある当局が入手できる範囲及び条件と同等の範囲及び条件で、請求国に提供することができる。

第十四条　招請の伝達

1　被請求国は、自国に所在し、請求国の関係当局への出頭が求められている者に対し当該者が招請されていることを伝達する。

2　請求国の中央当局は、1に規定する出頭のために自国が支払う手当及び経費の限度につき被請求国の中央当局に速やかに通報する。被請求国の中央当局は、出頭が求められている者の回答につき請求国の中央当局に速やかに通報する。

第十五条　拘禁されている者の一時的な移送

1　証言の取得その他の目的のため、被請求国によって拘禁されている者の身柄が請求国の領域にあることが必要とされる場合には、被請求国は、当該目的のため、当該者の身柄を請求国へ一時的に移す。ただし、被請求国の法令において認められる場合であって、当該者が同意し、かつ、両締約国の中央当局が合意するときに限る。

2(1)　請求国は、被請求国が別段の取扱いについての承認を与える場合を除くほか、1の規定に従って身柄を移された者を拘禁する。

(2)　請求国は、両締約国の中央当局による事前の合意その他の合意に従い、1の規定に従って身柄を移された者を被請求国に直ちに送還する。

(3)　1の規定に従って身柄を移された者が請求国によって拘禁された期間（移送に要する期間を含む。）は、被請求国における当該者の刑期に算入する。